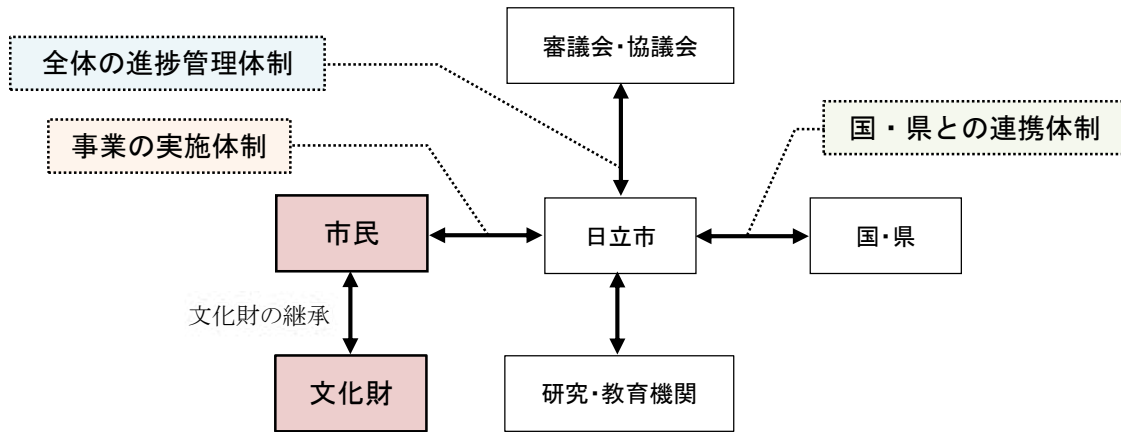


第7章 文化財の保存・活用の推進体制

本計画に基づく文化財の保存・活用は、主に本市の実施する又は本市と市民が関わって実施する事業に対して、事業推進を円滑にするための助言や支援を求め、更には財源確保等を図る「国・県との連携体制」、事業全体の進捗管理を行う有識者を交えた審議会・協議会による「全体の進捗管理体制」、市民と市が連携して取り組むための「事業の実施体制」の3つの体制の下で取り組む。(詳細は p115 図)。



図：文化財の保存・活用の推進体制と文化財との関係イメージ

1 事業の実施体制

事業の実施は、市の事業主管課所が事務局となり、国、県、市内の関連部課や研究・教育機関、市民との連携を図り、必要に応じて有識者専門会議等を設置の上進める。

前項までに示した方針毎に、本体制に関わる構成組織等を以下に例示した。

(1) 「方針1 調査」に関する実施体制

方針1-1 学術的調査・研究活動の強化

日立市：日立市教育委員会 郷土博物館、有識者専門会議（適宜設置）
市民

(2) 「方針2 保存・管理」に関する実施体制

方針2-1 市指定等の推進

国：文化庁
茨城県：教育庁総務企画部 文化課
日立市：日立市教育委員会 郷土博物館、市民文化遺産活用会議（新規）
市民

方針2-2 財源及び収蔵施設の確保や支援

日立市：教育委員会 郷土博物館

方針2-3 防災・防犯対策の推進

日立市：消防本部、教育委員会 郷土博物館
市民

(3) 「方針3 教育普及」に関する実施体制

方針3-1 保存・継承に携わる人材の確保

日立市：生活環境部 文化・国際課、教育委員会 郷土博物館
 市民：市民団体（各種保存会、日立市文化協会日立市文化少年団 等）

方針3-2 児童・生徒に向けた教育の強化

日立市：市長公室 シティプロモーション推進課、教育委員会 指導課、教育委員会 郷土博物館
 教育機関：市内小中学校、特別支援学校、高等学校

方針3-3 大人に向けた生涯学習の強化

日立市：生活環境部 コミュニティ推進課、教育委員会 生涯学習課、教育委員会 郷土博物館

方針3-4 文化財を活用する取組等への市民参画

日立市：市長公室 シティプロモーション推進課、生活環境部 コミュニティ推進課、文化・国際課、教育委員会 生涯学習課、教育委員会 郷土博物館
 市民：市民団体（調査・研究会 等）

(4) 「方針4 地域振興」に関する実施体制

方針4-1 周辺の観光施設等を結ぶ周遊性の確保

日立市：産業経済部 観光局観光物産課、生活環境部 コミュニティ推進課、教育委員会 生涯学習課、教育委員会 郷土博物館
 関係機関：茨城大学、民間の博物館相当施設等

方針4-2 魅力を伝える地域発信型観光の推進

日立市：市長公室 シティプロモーション推進課、教育委員会 生涯学習課、教育委員会 郷土博物館
 市民：事業者 等

表：事業の実施体制に含まれる日立市の組織一覧

組織名		本計画に関連する主な業務内容
市長公室	シティプロモーション推進課	地域資源の活用に係る企画、調整及び推進に関する事。市の魅力の情報発信に係る企画、調整及び推進に関する事。フィルムコミッションに関する事。市ホームページに関する事。
生活環境部	コミュニティ推進課	コミュニティ推進協議会に関する事。
	文化・国際課	文化振興の調査企画に関する事。文化団体に関する事。その他文化事業の推進に関する事。
産業経済部	観光局観光物産課	観光の振興に関する事。物産の振興に関する事。
消防本部	警防課	災害時における関係機関の連絡に関する事。
	予防課	消防用設備等の設置、指導及び検査に関する事。
教育委員会	指導課	学校教育内容の助言及び指導に関する事。教材及び教育資料の収集及び研究に関する事。
	生涯学習課	ひたち生き生き百年塾推進本部に関する事。生涯学習講座の開設及びその奨励に関する事。生涯学習関係団体の指導育成に関する事。
	郷土博物館	文化財に関する事。他の博物館、図書館、学校その他の関係機関、団体等との協力に関する事。

2 国・県との連携体制

国・県との連携は、日立市郷土博物館が事務局となり事業を実施する中で、助言や支援等が必要となる場合に適宜要請し進める。

本体制に関わる組織は、以下のとおりである。

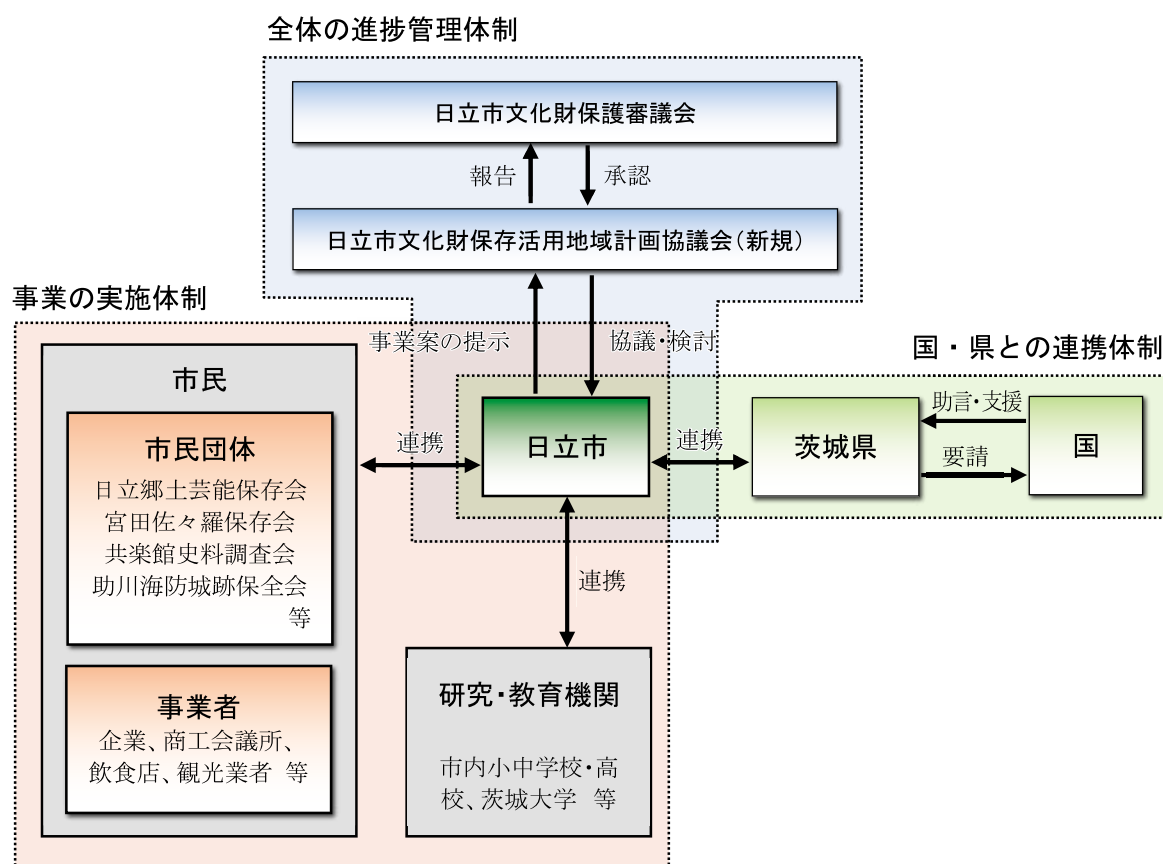
国（文化庁）、茨城県（教育庁総務企画部 文化課）、日立市教育委員会 郷土博物館

3 全体の進捗管理体制

全体の進捗管理は、日立市郷土博物館が事務局となり提示する事業案について、新規に設置する日立市文化財保存活用地域計画協議会が協議・検討を行い、協議・検討結果を日立市文化財保護審議会に報告するという体制によって進める。

本体制に関わる組織は、以下のよう定める。

日立市文化財保護審議会、日立市文化財保存活用地域計画協議会（新規）、日立市



図：文化財の保存活用の推進体制^{7 8}

⁷ 図中においてグレーで囲んだ組織（日立市、研究・教育機関、市民）は、第5章「1 文化財の保存・活用に関する措置」で示した、各措置の実施主体に位置付けられる組織である。

⁸ 市民団体の取組例については、第2章「5 文化財に関する普及・啓発活動」に示した。